地方税法(軽油引取税)違反事件に係る強制調査について

平成18年6月16日 千葉県総務部税務課 043-223-2126

県は、15日、16日の両日にわたり、下記犯則嫌疑者の事務所及び居宅並 びに関係先31箇所に対して、地方税法違反(軽油引取税に係る製造等の承認 を受ける義務等違反及び軽油引取税の脱税)の嫌疑で、東京都、茨城県及び長 野県から調査の協力を得て、本県税務職員、警察本部生活経済課及び茂原警察 署警察官約130名を動員して、国税犯則取締法を準用し強制調査を実施しま した。

1 犯則嫌疑者

- 甲株式会社 (石油製品販売会社) (1) 本店 石川県石川郡所在 支店 千葉県長生郡所在
- 乙 (甲株式会社 代表取締役) (2) 石川県能美市在住

2 捜索場所(31箇所)

- (1) 犯則嫌疑者の事務所及び居宅
- (2) 混和に用いる軽油、灯油及び植物油等を販売した者の事務所
- 不正に製造された炭化水素油を配送した業者の事務所 (3)
- (4) 不正に製造された炭化水素油を自動車の燃料として購入した者の事務所

等

3 罪名及び適用法条

地方税法(軽油引取税)違反

- ・同法第700条の22の3第1項、第5項第1号 ・同法第700条の22の2第1項第1号 (製造等の承認を受ける義務等に関する罪)
- ・同法第700条の28第2項. 第5項 (軽油引取税に係る脱税に関する罪)
- (製造等の承認を受ける義務等)
- ・同法第700条の14第1項第2号 (軽油引取税の申告納付の手続)
- ・同法第700条の3第4項 (軽油引取税の納税義務者等)

4 嫌疑事実の概要

犯則嫌疑法人甲は、地方税法に規定する元売業者、特約業者以外の石油製品販売業者 であり、犯則嫌疑者乙は、同社の代表者として業務全般を統括する者である。

犯則嫌疑者乙は,犯則嫌疑法人甲株式会社の千葉県長生郡所在の支店事務所において, 千葉県知事の承認を受けずに軽油に灯油及び植物油等を混和する方法により、炭化水素 油を製造し、これを自動車の内燃機関の燃料として販売することで、軽油引取税を免れ たものです。